

別記様式

会議結果報告書

令和4年11月16日

会議の名称	志木市小中一貫教育推進委員会
開催日時	令和4年9月29日(木) 午後3時～午後4時30分
開催場所	志木市役所2階中会議室2-1及び2-2
出席委員	安原輝彦委員長、本荘真副委員長、松本秀之委員、 石井都委員、久保大地委員、船平舞委員、上野耕平委員、 小林博和委員、湯本恭規委員、本間健委員、菊原英之委員 (計11人)
欠席委員	隅田由香利委員、林孝安委員、西浦建貴委員、若杉一輝委員 (計4人)
説明員職氏名	原田学校教育課参与 (計1人)
議題	● 志木市小中一貫教育基本方針(案)について
結果	別紙、審議内容の記録とおり
事務局職員	柚木教育長、今野教育政策部長、 島村教育政策部次長兼学校教育課長、土崎生涯学習課長、 木村学校教育課主幹兼指導主事、原田学校教育課参与、 亀和田学校教育課主査 コアネット教育総合研究所(コンサルタント) 松原所長、中村横浜研究室プロジェクトリーダー、稲益研究員

審議内容の記録（審議経過、結論等）

会議の開始前に会議の公開及び傍聴者の有無について確認を行った。

→傍聴希望者 1 名

1 開会

2 議題

● 志木市小中一貫教育基本方針（案）について

事務局より、小中一貫教育基本方針(案)について説明後、意見交換を行った。

【説明概要】

これまでの推進委員会の議論を踏まえ、志木市小中一貫教育基本方針（案）を作成したところである。1～5章で構成されており、内容は以下のとおり。

- ・ 1 章：はじめに（児童生徒を取り巻く状況）
- ・ 2 章：国の動向、義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校について
- ・ 3 章：志木市のこれまでの取組
- ・ 4 章：志木市の小中一貫教育について
- ・ 5 章：具体的な方向性（児童生徒の育成方法、学校間での交流、特別支援教育の充実等）

【以下意見交換】

（委員長）

事務局からの説明のとおり、これまでの議論を踏まえ小中一貫教育基本方針（案）を作成した。1章から順に質問や意見は無いか確認をしたい。まずは1～2章について、質問や意見は無いか。

（委員）

学年区分についての確認。義務教育学校は9年制の学校であり、小中一貫型小学校・中学校は、6-3制を残したまま一貫した教育方針で、義務教育学校に準じた形態となるのか。

（事務局）

義務教育学校も、小中一貫型小学校・中学校も学年区分については柔軟に設定することができる。

(委員長)

学年区分は6-3だけでなく、4-3-2といった区分を設けている学校もあり、それぞれの実態に応じて設定している。

(委員)

どちらの形態でも学年区分を柔軟に設定できるのであれば、義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校の違いについて確認したい。

(事務局)

明確な違いは、義務教育学校は校長先生が一人の一つの学校であること。

一方で小中一貫型小学校・中学校は、それぞれの小学校、中学校に校長先生がいること。例えば、3校の小中一貫型小学校・中学校であれば、3校の校長先生が調整したうえで学校を運営していく。

(委員)

義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校の入学式、卒業式の実施について。

(事務局)

前提として、どちらの形態でも学校独自に行事を設定可能。小学校6年生段階で、そのまま卒業式、入学式を行っている場合もあれば、7年生に進級する際に、名称を変えて進級式等の行事を行っている場合がある。

(委員長)

平成27年の学校教育法改正に伴い、小学校と中学校の9年間の教育を同じ学校で行う義務教育学校の開設が認められた。このことにより6-3制を変更することが認められた。これまでの日本の教育では、伝統的に6-3制を行ってきた背景があるので、既に実施している一貫教育の事例を見ると、名称を変えて節目として入学式や卒業式を行っている学校が全国的に少なくない。保護者が参加する事例もあれば、子どもたちだけでやっている事例もある。コロナ禍でさらに多様になっているという話も聞く。

(事務局)

義務教育学校は9年間の一貫教育を行うが、途中で行事を実施しないわけで

はない。各学校の状況により区切り方、目的、内容を設定し、児童生徒の気持ちを切り替えるために実施している。小中一貫型小学校・中学校の場合でも同じことがいえるが、どのタイミングで卒業式、入学式を行うのか、目的、内容は、各学校の実情によって異なる。

(委員)

小中一貫型小学校・中学校でも柔軟に学年区分を変更できるが、あくまで学校ごとに決めるという認識で良いか。

(事務局)

基本方針(案)でも説明したとおり、「中1ギャップ」を解消し、中学校進級時の円滑な接続を実現するため、発達段階ごとに目標を定めることは重要である。適切な学年段階の区分については、これを中学校区ごとに設定するのか、市全体で統一して設定するのも含め、6-3制以外の柔軟な学年段階の区切りを設定している義務教育学校等の状況について、別に組織を設けて調査し、導入の可否も含め検討したい。

(委員長)

つづいて、3章について質問や意見は無いか。
→3章について質問や意見無し。

(委員長)

4章(1)～(3)までについて、質問や意見は無いか。

(委員)

4章(1)の「地域とともにある特色ある学校づくり」の「地域とともに」というのは具体的にどのように関わるものか。

(事務局)

小中一貫教育を行う際は、現状各学校で行っている学校運営協議会を合同で開催することになる。学校運営協議会で教育の目的や目標を共有してもらい、コミュニティ・スクールを通して地域に広げ、連携を図っていただきたい。

(委員)

志木第二中学校区は義務教育学校とするのか。

(事務局)

学校の設置形態については記載のとおりで、志木第二中学校区ではすでに小中一貫教育に取り組んでおり、さらに立地の状況もあり、志木第二中学校区では通学の不安なく一緒になった学校教育活動が可能である。平成27年度に文部科学省が調査したところ、教育効果が高いのは義務教育学校であった。そういう点を考慮したうえで、志木第二中学校区には義務教育学校を目指してもらいたい。他の地域では、物理的に通学の問題や管理運営の問題で実施ができないことが想定される。そうした課題を克服してでも義務教育学校にしたいという要望があれば、それも選択ができるような記述としている。

(委員長)

9年間の教育活動において、立地的に先生方や子どもたちが自由に交流できるという点を考えると、志木第二中学校区はそれが可能である。自由な交流が物理的にできない、かえって教育活動が阻害されるのであれば、校舎の改築や建て替えのタイミングでそれらの問題を解決して、義務教育学校にするという事例は全国的にある。

(委員)

志木第二中学校区を義務教育学校にした場合、立地状況を見ると、志木第四小学校だけ正門が2校から遠い場所にある。例えば、志木第二小学校と志木第四小学校を統合して、志木第二中学校との連携を進めていくようなイメージがあるのか。

(事務局)

統廃合は現在検討していない。現状の中学校区での枠組みで小中一貫教育を導入していきたい。物理的な問題を解消するため、通路を作るなどの対応を検討したい。3校を1つの校舎にする等の建て替えの検討はしていない。

(委員)

小中一貫教育を進めるにあたり、小中一貫教育を推進していくベースとなっ

ている目的は、施設分離型のように立地が異なった環境でも達成されるのか。

(事務局)

物理的に近い、離れているにかかわらず、教育内容の統一を図っていくことが重要だと考えている。また、物理的な制約があっても、それらを縮めるようなICT技術の活用等、物理的な制約を解消できる可能性も高まっている。同じ中学校区内の小学校・中学校が9年間の教育課程を編成し、立地的に離れた位置にあったとしても、その環境で小学校と中学校の円滑な接続をどう実現させるかを考えることが重要。

(委員長)

同じ名称の教科だけでなく、算数と数学というような、小学校と中学校で別称になっている教科についても、小学校と中学校の先生が一緒になって9年間のカリキュラムを作成する、また、中学校の校則と小学校の生活のルールに関して基本的な部分は統一する等、教育に関して一貫したものを離れていても作ることが重要である。

(委員)

義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校を開設する上での人的負担はどうか。また、人員配置や市からの支援の見通しはどうか。

(事務局)

前提として、義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校になるからといって教員数が増えることは無い。校長先生の負担に関しては、義務教育学校の場合、小・中学校の校長会への参加等、負担が増える可能性があるが、准校長や副校長等の管理職を設けて、負担が解消されるような工夫をしている事例が全国的にあるため参考にしたい。

一体になることで、児童、生徒の目線では関わる先生も増え、教員数が多くなったように感じるが、これまでの小学校、中学校に在職されていた教員数は変わらない。

(委員長)

学校には教科や教育相談等の様々な校務分掌がある。例えば3つの学校が小

中一貫教育を行うことで、これまでそれぞれの学校に10の校務分掌があったのが、3つの学校で10の校務分掌になり、さらにそれぞれの校務分掌の人数が増えることになる。それにより、これまでの1人当たりの先生の負担を軽減することが可能。

また、小学校と中学校それぞれの先生が児童、生徒の様子を見ることが可能になることで、小学校段階のどこでつまずいたのかを把握し、中学校段階でのフォローを行う。つまずきのリスクを軽減させることで、結果的に不登校が減少し、教員の負担も減少させることが可能。そういう点で一貫教育のメリットがある。

校長先生のサポートに関しては学校規模によって変わるが、教頭を2人設ける、主幹教諭、主任教諭を増やす等、実態に応じて学校を運営している事例が全国的に多い。

(委員)

市内には学校同士の距離が離れている中学校区がある。立地的に離れていることで、3校合同の会議などを行う場合、物理的移動に伴う教職員の負担が増えるのではないかと。

(事務局)

3校合同の会議は必須であり、同じ教育目標に向かっていくためには欠かすことができない。それ以外の教職員の負担軽減は、教育委員会としても不断の見直しをしていかなければいけない。また、オンラインでの合同会議や打ち合わせも可能である。そういう仕組みを充実化させることも教育委員会として検討していかなければいけない。

(副委員長)

合同での打ち合わせは今年から行っており、今年度は3回行う計画である。令和5年度以降も予定しており、中学校区ごとの9年間を見据える教育が重要であるという認識のもと動いている。先生方の負担が無いように、かつ教育効果が上がるように動いている。

(委員長)

志木市で導入を想定している1中学校2小学校のパターンでは、小学校同士

の連携も重要である。全国の事例を見ても、小学校の時から盛んに交流しているケースが多い。例えば遠足、社会科見学、修学旅行等を合同に行う場合、導入1年目、2年目の先生方の負担は大きいですが、3年目以降は、同じ場所に行くことによって先生方の役割や負担が軽減されるようである。児童の数は増えるが、それまで学校別に行っていたことによる先生方の負担や役割が、職員が2倍になることで軽減される。授業計画を立てる場合でも、それぞれの学校で6年間のカリキュラムを作成していたのを、2つの小学校で統一して作成することで、それぞれの先生の負担を軽減することができる。

(委員)

学区の見直しの計画はあるか。

(事務局)

現時点では今の学区が基本となる。地域の環境が変わる、または学校施設の老朽化に伴う学校改築があれば、学区の見直し等について議論は発生するものと認識している。またその時には、学校の形態についての議論もあると考えている。しかし、現状では見直しやその計画は無い。

(委員)

小中一貫教育を導入することで、子どもたちが通学等で移動する際、何かしらの事故が発生する場合も想定し、子どもたちの安全を考慮して欲しい。

(事務局)

児童生徒の安全が何よりも重視されなければならないことである、という前提で検討を進める。

(副委員長)

基本方針が完成した際、市民が読んだときに一番関心が高いのは、なぜ志木市が小中一貫教育を推進するか、という意義の部分ではないか。様々な要件があるので一言では説明が難しいのは理解できるが、現状の4の(1)では、一文が長すぎてしまい、市民の方々は理解しにくいのではないか。市民の方々がわかりやすいように工夫する必要がある。焦点化し、ぼんやりとしない形が望ましい。

(委員)

現状3段落で構成されているため、それぞれ見出しやテーマを設けてはどうか。

(事務局)

この文章を作成した意図としては、小中一貫教育が検討され始めた原因が、中1ギャップや学習のつまずきといったネガティブな要因を解消するだけではなく、地域の協力をいただきながらこれまで取り組んできた特色ある学校づくりをさらに充実化させたいという考えや、先生方のモチベーションを上げていきたいという理由がある。文章中最後まで触れているが、中1ギャップや、学習のつまずきの解消ではなく、志木市の義務教育全体の質を総合的に上げていきたい、ということをもとめているため、焦点がわかりづらくなっている。内容について事務局でも再度検討したい。

(委員長)

4章について、(4)～(5)について、質問や意見は無いか。

(委員)

「たくましい志木っ子」とは具体的にどのような子ども像か。

(事務局)

基本方針の3章でも触れているが、平成27年に策定した「志木市教育大綱」に定めている「社会の激しい変化の中でも自立し、夢を持って元気に成長できるよう、一人ひとりの可能性を伸ばし、豊かな人間性と新しい時代を生き抜く力を持った」子どもを指している。

(委員長)

これは基本方針であるため、定義をあまり狭めてしまう必要はないのではないか。それぞれの地域ごとに、教育大綱を前提とした子ども像を設定していくことが望ましいと考えている。市としての基本方針では、教育大綱を原則にした子ども像である、という理解である。

(委員)

埼玉県内の他自治体の資料を見ると、細かく設定されているようである。

新座市の学校では「数学的考えができる」、深谷市の学校では「深谷の歴史を知っている」等、具体的な子ども像を設定しているようだ。志木市ではどうなのか。

(事務局)

目指す子ども像だが、基本方針は教育大綱を原則としている。具体的な子ども像は、各中学校区小中一貫の推進プランを作成するにあたり、各中学校区で定めている。例えば志木中学校区の目指す児童・生徒像では「主体的に学び、互いの良さを認め、高め合う児童生徒」と、より具体的に目標を立てている。宗岡中学校区では「笑顔あふれ、当たり前のことを一生懸命にできる児童生徒」としている。市の方針と、その地域ごとの子どもたちの特徴を踏まえて、目指す児童・生徒像を定めているので、各中学校区でより具体的な児童、生徒像を定めて欲しいと考えている。

(委員長)

手元の資料に、新座市と深谷市の資料がある。市の目指す児童・生徒像を見ると

新座市「進んで課題解決に取り組む児童・生徒」

深谷市「ふるさとを愛し、志高く生きる」

というように、大きな目標を設定したうえで、その下に重点目標や育てたい力、重点化を図る教科、授業改善等、具体的なレベルに落とし込んでいる。新座市では、重点目標にかかわる育てたい力として「分数の計算、面積、体積」と設定しているため、指摘のあった学校ではそうした方針に基づいて具体的な子ども像を設定している。今回の議題は基本方針であるため、総論的な目標を設定し、具体的な目指す児童・生徒像は各中学校区において設定していく必要がある。

(委員長)

5章について質問や意見は無いか。

(委員)

児童同士の交流を行うにあたり、オンラインと対面では質が違うように感じる。対面で実施する場合には安全に配慮したうえで実施して欲しい。学校の先生に頼るだけでなく、市として安全性に配慮したうえで実施して欲しい。

(委員長)

児童同士の交流にあたっては、行政や地域の方も含めて、知恵を出していく必要があると思う。

(事務局)

対面で交流する場は大切にしたいと考えている。学校に任せるだけではなく、市としても何ができるのか、安全性等検討したい。

(委員)

小中一貫教育と地域とのつながりについて、学校側が地域と情報共有する場が合同運営協議会に限定されているのか。それとも他の機会を設けて、地域とかわりを持つのか。

(事務局)

合同運営協議会がベースとなり、コミュニティ・スクールがある。また他の機会として、例えば伝統芸能等に関する授業で、学校と地域が交流する可能性もある。合同運営協議会だけで交流すればよいというわけではなく、そこからの波及を期待している。

(委員)

学年区分の設定をこれまでと変更した場合、例えば4-3-2制の途中で他の中学校区に転校や転入した場合、困ることはないのか。

(事務局)

学年区分の設定は、あくまで学習指導上の重点化を図るためのものである。一方で、学習指導要領は6-3制で変わらない。小中一貫教育の導入後も、9年間の指導のベースは学習指導要領に則り行うが、転校、転入の不都合が生じないように配慮する。

(委員長)

学習内容は学習指導要領から逸脱はできない。6-3制に基づく学習指導要領に従い学習指導を行う。ただし、小中一貫教育の強みである、子どもの発達段階に応じた小中の交流は実施しながら、転校や転入に配慮する必要があると考える。学習指導はこれまで同様に学習指導要領に基づき実施されるが、その中で地域の実態に応じた小中一貫の取り組みを行うことで、中1ギャップの解消等、効果が生まれるようにしたい。

(委員)

特別支援学級と通常学級の交流をさせて欲しい。

(事務局)

特別支援教育については、これまでも意見をいただいているところであるが、現状も交流を行っている。小中一貫教育を導入することで、小学校と中学校の分断が無くなり、さらにシームレスな指導ができる環境になるため、これまで以上に効果が上がるような特別支援教育を実現したいと考えている。

(委員)

特別支援学級と通常学級との交流において、給食時の交流を行って欲しい。また、市内の特別支援学級同士の交流、例えば運動会や宿泊行事等を行って欲しい。

(事務局)

給食時の交流は現状行っているところである。

また、市内の特別支援学級同士の交流では、合同遠足や作品展、宿泊行事、交流会を実施してきた。ただし、市民の皆様にあまり周知ができていないというのは課題なので、市民の皆様にも周知する方法を検討したい。

(委員)

先生方の負担軽減に向けた市としてのサポートは何か。サポート体制を検討のうえ、基本方針に盛り込んでほしい。

(事務局)

教職員の意欲は重要である。これまでも学校の研修に参加し、先生方の小中一貫教育に対する意識等を肌で感じている。また、アンケート結果を通して先生方の考えも把握している。今回の議題である基本方針では、先生方の目指して欲しい姿を記載している。これまでも小中一貫教育に取り組むにあたって教職員へサポートを行っているところである。負担軽減等具体的なサポートについては、小中一貫教育導入後も継続しての課題となる。今後別に検討していきたい。

(委員長)

子どもたちの教育を支えるためには、保護者、地域、学校、行政が一丸とならない限り長くは続かない。かといって、基本方針の中に細かく入れていくと、基本方針を改善する際に動きにくくなってしまう。学校ごとのワーキンググループを通して、学校ごとの実態も把握しながら、どうしたら負担軽減できるのかを検討していく必要がある。また、制度の変更等も検討しながら、試行錯誤しながら先生方の働きやすい環境を目指し、良い効果が生まれるようにしていきたい。事務局だけでなく、推進委員の皆様も交えて検討していかなければならない。

(委員)

基本方針は、志木第二中学校区の義務教育学校化など市民にとっては衝撃的な内容であるため、市としてきちんと説明をしなければいけないのではないかと。

(事務局)

基本方針策定後にはパンフレットを作成し、市民に配布する予定。また、各中学校区で説明会も実施する予定。そのうえで必要があれば、学校運営協議会等の学校関係者の集まりで説明を行いたい。

全国の事例を見ると、統廃合や児童・生徒数の減少に伴う小中一貫教育導入の事例で、公共施設が無くなることに対して市民の皆様が不安になるようだ。本市の場合は統廃合や児童生徒数の減少ではなく、市全体としての教育の向上を目指すものである。丁寧に市民の方々に説明をするようにしたい。また、各中学校区と連携して、いつどこで説明会を実施するのか等を検討したい。

(委員長)

本日の議論を踏まえて事務局にて基本方針（案）を修正する。事務局が修正したものを副委員長、委員長で確認し、最終的な志木市小中一貫教育基本方針（案）とする。その後、基本方針（案）は、10月の定例教育委員会に上程し、正式に決定することとなる。

【委員に、基本方針（案）の今後の流れに異議がないことを確認】

● その他（今後の推進委員開催日程について）

次回の推進委員会の開催日程は12月中に開催することとなった。
詳細な日程は今後調整する。

● 閉会